

附 則

附 則

1 この供給条件の実施期日

この供給条件は、2024年4月1日から実施いたします。

2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

供給電圧と異なった電圧で計量される場合の使用電力量または最大需要電力等は、託送約款等に定めるところにより、計量された使用電力量または最大需要電力等を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失修正率によって修正したものといたします。

3 この供給条件の実施にともなう切替措置

この供給条件実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、18（料金の算定）および19（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。

